



ハグインレター



FROM ユアブレーション 尾上会計事務所

P1



コラム

「デジタル化」のメリット

近年「デジタル化」という言葉をよく耳にしますが、「デジタル化」には、大きく分けて2つの概念があるとされています。

ひとつは「アナログをデジタルに変換する」という概念で、紙で保存していた資料をスキャンし、PDF データにしてサーバーに保存するのが代表例です。もうひとつは「デジタルデータをもとに業務を改革し、新しい価値を創る」という概念で、IT や AI の技術を用いて新たなサービスを開発したりすることを指します。

デジタル化には、下記のように業務の効率化や生産性の向上に寄与するいくつかのメリットがあります。

①データの保管・検索が容易になる

資料保管や請求処理などの情報のデジタル化により、保管のための場所が必要なくなり、情報の追加や管理も簡単になります。また、検索機能を用いて簡単に情報を探し出すことができますようになります。

②人手不足解消につながる

アナログでおこなっていた印刷・記入・押印・ファイリングなどの手間が省けると、業務が効率化します。また、業務の生産性を高めることができれば、人手不足の解消にもつながります。

③ペーパーレス化やIT化につながる

これまで紙で行っていた作業をデジタル化することで、ペーパーレス化にもなります。また、サービス品質の向上への活用や、IT や AI の技術を取り入れたビジネスの構築に取り組むことができます。

④情報共有がしやすくなる

日々の業務内容がデジタルのデータとしてサーバーに残し、ビジネスチャットツール等でこまめな連絡が取れるようになると、個人が得た情報や知識の共有がしやすくなり、業務の属人化を防げます。

⑤リモートワークの推進につながる

デジタルデータは、保管されているサーバーにアクセスできれば、いつでもどこでも閲覧や更新をすることができるようになり、働き方の多様化への対応や、災害や感染症流行などにおける緊急事態下での業務遂行がしやすくなります。

しかし一方で、①情報セキュリティ対策が必須、②検討時間と費用がかかる、③知識と柔軟な考えがないとメリットを得られないなど、いくつかのデメリットも考えられます。

業務をデジタル化すること自体を目的にするのではなく、デジタル化によって何を成し得たいのかをよく考える必要があります。単にデータをデジタルにするだけではなく、それを活かしてどのような価値を生み出せるかが、企業がデジタル化を進める上で重要なポイントと言えます。



電子取引は電子データによる保存が 必要となります

P2

令和 4 年 1 月から電子帳簿保存法の改正により、電子取引（取引情報を電子データでやりとりすること）については、電子データによる保存が義務付けられ、プリンタ等で出力して保存することが認められなくなりました。

これは会社の規模にかかわらず、電子取引がある全ての事業者様が対象になります。令和 4 年 1 月からの電子取引に備えて、今から準備を進めていきましょう。

1. 社内でどのような電子取引があるのか

「インターネットで備品を購入している」「メールで請求書を受領している」「公共料金の請求書を電子で受け取っている」など、どのような電子取引があるのか、まずは現状の把握から始めましょう。うちは全部書類だから関係ないな、と思われるかもしれませんが、電子で受け取った請求書などは、たとえ紙に印刷していたとしても、今後は電子でも保管が必要になりますのでご注意ください。
(次ページへ続く)

電子取引

Amazon などの
ネットサイトで
備品を購入



注文書・納品書・請求書などの取引情報を、メールやインターネットで電磁的方法により受け渡すことを、電子取引といいます。

令和 3 年 12 月まで



領収書などは紙に出力して保存することが認められていました。

令和 4 年 1 月から



ハードディスクや USB などへのデータ保存が義務付けられます。

※新たにハクションレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

下記へ配信してください。
会社名 _____

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛
TEL _____

FAX 079-288-0997
FAX _____

**P3**

2. 電子取引の保存方法を決定しましょう。

電子取引の保存方法として、「専用のソフトウェアを使用して保存する」、「ソフトウェアを使用せずに保存する」という2つの方法があります。

弊所では、TKCのFXシリーズでお使いいただける、法的要件を満たしたソフトウェアをご案内しております。

3. ソフトウェアを使うか使わないかの判断

専用のソフトウェアを使用するメリットとして、真実性が確保されること、検索が容易であること、保存期間の要件が確保できることがあげられます。

自社で管理することが難しい、電子取引が多い、経理処理が煩雑になる、とお考えの事業者様はソフトウェアを使用しての保存をおすすめいたします。

また、ソフトウェアを使用せずに保存するには、次のような対応が必要です。

①電子データのファイル名に規則性を持って保存する（右図参照）

例）2022年1月22日に(株)国税商事から110,000円の請求書を受領。

②「取引の相手先」や「各月」など任意のフォルダに格納して保存する。

③「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理規程」を作成し備え付ける。こちらは国税庁のHPでサンプルをダウンロードできます。



20220122_ (株) 国税
商事_110,000. pdf



扶養控除（配偶者）について

年末調整が近づき、特にこの時期ご質問の多い、税務・社会保険の扶養親族について、ポイントをまとめていますのでご確認ください。

※夫が正社員（生計維持者）、妻がパート、給与収入のみと仮定して記載しています。

（税務 次ページ【図1】参照）

・妻の年収が150万円以下であれば、配偶者控除または配偶者特別控除として、最大38万円が夫の所得から控除できます（ただし、夫の年収が1,120万円以内の場合）

・収入には非課税交通費などは含まれません。

（社会保険（健康保険） 次ページ【図2】参照）

・収入は、過去の収入ではなく、今後の見込み年収になり、失業保険・年金・傷病手当などが含まれます。

（その他）

・夫が会社より「扶養手当」をもらっている場合、上記のどの基準によって支給されるかは、会社によりますので、ご注意ください。

（記事担当：社会保険労務士 小山）

※今後ハクシオンレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

今後希望しない

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

FAX 079-288-0997

会社名

TEL

FAX

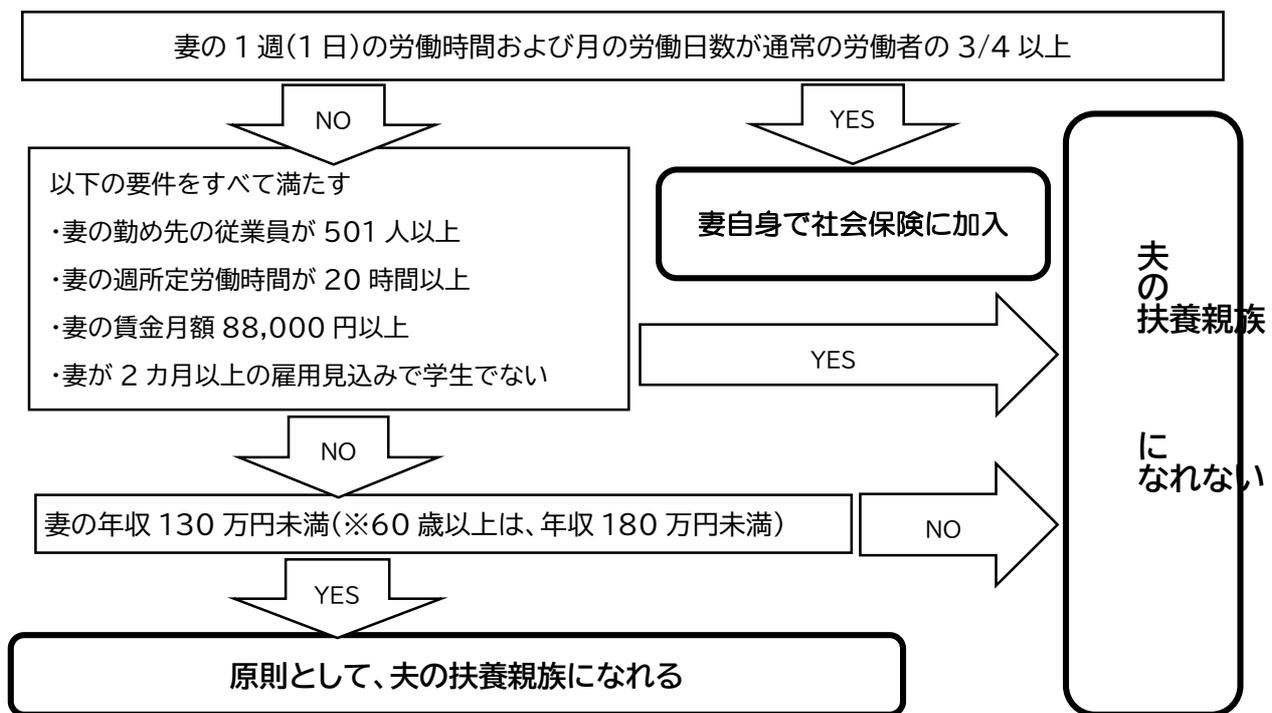


P4

【図1】 税務の扶養親族（配偶者控除・配偶者特別控除）

		夫の年収				
		1120万円以内	1170万円以内	1220万円以内	1220万円～	
妻の 年 収	103万円以内	38万円	26万円	13万円	0	配 偶 者 控 除
	150万円以内	38万円	26万円	13万円	0	
	155万円以内	36万円	24万円	12万円	0	配 偶 者 特 別 控 除
	160万円以内	31万円	21万円	11万円	0	
	167万円以内	26万円	18万円	9万円	0	
	175万円以内	21万円	14万円	7万円	0	
	183万円以内	16万円	11万円	6万円	0	
	190万円以内	11万円	8万円	4万円	0	
	197万円以内	6万円	4万円	2万円	0	
	201万円以内	3万円	2万円	1万円	0	
	201万円～	0	0	0	0	

【図2】 社会保険（健康保険）の扶養親族



※今後ハクシオンレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

今後希望しない
会社名 _____

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛
TEL _____

FAX 079-288-0997
FAX _____